

栃木県マッチング支援事業実施要領

制定 平成 31(2019)年 4 月 23 日 労政第 27 号

改正 令和元(2019)年 12 月 20 日 労政第 240 号

一部改正 令和 2(2020)年 7 月 21 日 労政第 263 号

(趣旨)

第 1 栃木県(以下「県」という。)と別紙 1 に掲げる市町(以下「市町」という。)が協働して実施する移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業のうちマッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第 2 とちぎ創生 15 戦略及び市町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から本県への移住・定住の促進及び県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と市町は、移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業を実施する。

(マッチング支援事業の概要)

第 3 マッチング支援事業は、県が移住支援金(栃木県移住支援実施要綱に基づくものをいう。以下同じ。)の対象法人(以下「支援金対象法人」という。)の求人情報を掲載するなど東京圏の求職者に対して訴求力の高い企業情報掲載サイト(以下「サイト」という。)を開設・運営する(職業安定法第 4 条第 6 項の募集情報等提供事業)とともに、県内中小企業等に対して、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行うものである。

(マッチング支援事業の実施方法)

第 4 マッチング支援事業は、次のとおり実施する。

(1) サイトの開設及び運営

県は、①及び②に定める要件を満たす支援金対象法人における移住支援金の対象となる求人(以下「支援金対象求人」という。)情報を掲載する等のため、サイトの開設及び運営を行う。

① 支援金対象法人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 製造業、サービス産業、農林業、観光関連産業、人材不足や後継者不足が懸念される分野(建設業、医療・福祉・介護等)などの事業者であること。

(イ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(ウ) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。

- (エ) 次のいずれかに該当する法人（みなし大企業）でないこと。
- a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - c 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
 - d a、b及びcに定める資本金10億円以上の法人が、第4(1)①(ウ)で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。
- (オ) 本店所在地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- ② 支援金対象求人の要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。
 - (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人の求人でないこと。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 支援金対象法人の選定

県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、支援金対象法人の登録を行うものとする。

① 法人の申請

支援金対象法人の登録申請者は、申請書（様式1）に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 法人の登録

県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、支援金対象法人の登録を行うものとする。

(3) 支援金対象求人の選定

県は、以下の申請が(1)②の要件に該当すると認めるときは、支援金対象求人の登録を行うものとする。なお、この手続きは、(2)の手続きと同時にすることができる。

① 求人の申請

支援金対象求人の登録申請者は、申請書（様式1）に加え、(1)②の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 求人の登録

県は、①の申請が(1)②の要件に該当すると認めるときは、支援金対象求人の登録を行うものとする。

(4) 情報の共有

県は、支援金対象法人及び支援金対象求人の情報について、市町との共有に努める。

(5) 支援金対象法人の責務

支援金対象法人は、(2)による登録に際して、以下の事項を遵守しなければならない。

① 移住支援金の申請の可能性がある者を採用しようとするときは、早期退職に伴う移住支援金の返還制度について説明すること。

② 移住支援金の申請の可能性がある者を採用しようとするときは、移住先となる又は移住を希望する市町に速やかに事前相談を行うよう説明すること。

③ 移住支援金の申請の可能性がある者を採用したときは、事前にその者の了承を得た上で、速やかに、移住先となる又は移住を希望する市町に、その者の氏名、住所、連絡先を連絡すること。

④ 移住支援金を受給した採用者が支援金申請日から1年以内に離職したときは、直ちに移住支援金を給付した市町にその者の氏名、離職日及び離職理由を連絡すること。

(6) サイトの運営に係る事務局の設置

県はサイトの運営に関するノウハウを有する民間企業を選定し、本事業に関する業務の一部を委託するとともに、当該企業に企業情報掲載サイト事務局を設置する。

(協力)

第5 県と市町は、マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、マッチング支援事業の実施に必要な事項は、県と市町が協議して定める。

第7 移住支援事業及び起業支援事業については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成31年4月23日から実施する。

別紙 1

宇都宮市
足利市
栃木市
佐野市
鹿沼市
日光市
小山市
真岡市
大田原市
矢板市
那須塩原市
さくら市
那須烏山市
下野市
上三川町
益子町
茂木町
市貝町
芳賀町
壬生町
野木町
塩谷町
高根沢町
那須町
那珂川町